

～企業の発展・存続をあらゆる角度からサポートします!!～



税理士法人 飛驒会計事務所

あおぞら



税理士法人 飛驒会計事務所 スタッフ一同



NO.50

税理士法人 飛驒会計事務所



〒506-0025 岐阜県高山市天満町4丁目65番地

TEL<0577>32-0979(代)

FAX<0577>33-0917

Homepage <http://www.hida-kaikei.com>

Email: takayama@hida-kaikei.com

2024.11発行／税理士法人飛驒会計事務所CS委員会

『慢性人手不足での中小企業経営』

税理士法人飛驒会計事務所 所長 青山真琴

I はじめに

令和六年は、元旦の能登半島地震に始まって七月から九月に各地での大雨による被害が多発しました。昨年に続いて「異常気象と言える」暑い夏となり、熱中症の発症、農作物や養殖魚にも影響が及びました。正に令和六年は、天変地異の年だと思っています。

飛驒地域の青果栽培（ホウレン草・トマト等）については、猛暑・大雨の影響が心配されましたが、台風による被害もなく、作柄良好に加え好相場もあつて、順調に売上を伸ばしている様です。

II 飛驒地域の雇用状況

ハローワーク高山の令和六年八月における有効求人倍率は、一・四一倍（パートを除く一般社員だけでは、一・五九倍）で求人数が求職者数を上回り、一段と人員確保が難しくなっています。全国平均の令和六年七月の有効求人倍率は、一・二四倍であるため、飛驒地区がより求人が困難となっています。

近年は高山市街地におけるビジネスホテル、ゲストハウス、観光関連

企業の新規出店が数多くあります。

既存の旅館、ホテルも人員確保に躍りになって求人を募っています。インバウンドの外国人観光客の増加が、観光関連事業における雇用創出を生み出し、地域活性化としては経済効果が見込まれています。反面、前出の有効求人倍率に表れているとおり、人手不足が進行し、他業種の企業にもその影響が及んでいます。

一部の観光業、農業、建設業においては、東南アジア方面からの外国人労働者を採用していますが、根本的な改善には到っていません。来春の新卒予定者採用においても、大変厳しい状況で採用できた企業は例年以上に少ないと聞いています。

III 人手不足の状況下での経営

中小企業経営者にとっては、人手不足が慢性化した状況下で、如何にして会社を維持し利益を確保していくかということが課題となります。仮に、売上を伸ばすチャンスが到来したとしても人員を増やす必要があるケースでは積極的にトライする事は難しくなります。人員を増やさな

り、利益率の良い取引を増やす事も必要になります。限られた人員で利益を確保する事は、工夫が必要です。従来の商行為を踏襲しているだけでは、利益は生まれてきません。

値上げをする際にも、取引先がその値上げ額を納得するに足るだけの価値又はサービス、理由が必要です。

例えば、旅館・ホテルの宿泊業では、リネン・客室清掃・スタッフの人員不足のために、客室稼働率を抑えて営業しています。宿泊予約があつても、人員不足でフル稼働できないので、予約を断っている状況が続いています。こうした場合には、一人当りの宿泊単価を上げて売上高の減少を補う事で採算を取れる様にしています。

各企業におかれましては、自社の現況に合わせて、人員確保しなくても利益計上できる方策を検討する事が必要になります。

IV 自社の進むべき方向の意思決定

京セラの創業者で日本を代表する経営者の稲盛和夫氏は、「会計がわからなければ真の経営者にならない」（著書『稲盛和夫の実学 経営と会計』より）と申されています。「会計の分野では、複雑そうに見える会社経営の実態を数字によってきわめて単純に表現することによって、その本当の姿を映し出そうとし

ている」、「これらの数字は、飛行機の操縦席にあるコックピットのメーター数値に匹敵するものであり、経営者をして目標にまで正しく到達させるためのインジケーターの役割を果たさなければならぬからである」と主張されています。

経営者としての実績に裏付けられた稲盛京セラ会長の言葉には相当の説得力があり、多くの中小企業経営者に「簿記・会計」の重要性を気付かせました。

まずは、自社の決算書（貸借対照表・損益計算書）をご覧下さい。貸借対照表からは、自社の財務構造を確認し、損益計算書からは自社の収益構造が確認できます。

人手不足の難しい時期こそ、決算書及び月次試算表を熟読し、**自社の強み・特徴・弱み**を把握して、自問自答し、会社が進むべき方向を意思決定して下さい。

①売上高を伸ばす努力をしているか？

②採算性を改善する努力をしたか？

③一人当りの人件費を高くしたか？

④目標の経常利益を達成できたか？

こうした努力と検討を重ねることで、経営の感覚を養うことは、大変重要だと思います。

末筆ですが、顧問先企業の皆様の健康とご多幸をお祈り申し上げます。

早めの準備を!!

年末調整で行う定額減税

令和6年分の年末調整では「年調減税事務」を行う必要があります。年末調整時点で定額減税の対象となる人の年調減税額を求めます。令和6年6月以後の給与・賞与の月次減税額と年調減税額に差額がある場合は、年末調整で精算します。

① 年末調整時点で定額減税の対象となる人に変更がないか確認します

年末調整では、従業員から提出された申告書をもとに、定額減税（1人につき3万円）の対象となる従業員・配偶者・扶養親族に変更がないか確認します。以下に該当する場合は注意が必要です。

令和6年6月以後の給与・賞与では対象とならず、年調減税の対象となる人

- ① 令和6年6月2日以後に採用した従業員※1
- ② 令和6年6月以後、結婚、出生などがあった従業員（同一生計配偶者・扶養親族分）

令和6年6月以後の給与・賞与で減税済みだが、年の途中で定額減税の対象ではなくなり減税された分が徴収となる人

- ③ 合計所得が1,805万円を超えた従業員※2（給与収入のみであれば年収2,000万円超※3）
- ④ 海外留学等で年の途中で出国し非居住者※4となった人
- ⑤ 同一生計配偶者・扶養親族ではなくなった人（例：子供の就職、離婚、所得が48万円を超えた）※5



- ※1 前職がある場合は、前職の「給与所得の源泉徴収票」を会社に提出し精算します。
- ※2 確定申告で精算します。
- ※3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は年収2,015万円超。
- ※4 国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上居所（実際に住んでいる場所）を有しない人。
- ※5 令和6年6月の時点で扶養親族であった親族が年の途中で死亡した場合については、その親族が死亡時点で扶養親族であると判定される場合、年調減税額の計算に含めることとされています。

★TKCの給与計算システムでは、入力された情報をもとに定額減税の対象となる人を自動判定し、年調減税額を計算します

② 源泉徴収票・給与支払報告書に定額減税の控除額等を記載します

源泉徴収票・給与支払報告書の摘要欄に記載が必要となる事項

- ① 定額減税を控除した額及び控除しきれなかった額（※控除しきれなかった場合でも記載が必要です。）
- ② 合計所得金額が1,000万円超である減税対象者の同一生計配偶者が定額減税の対象となる場合に、その旨

（摘要）

源泉徴収時 所得税減税控除済額 120,000円、控除額 0円
非源泉控除対象配偶者減税有

令和6年分 給与所得の源泉徴収票	
△市△町△1-2-3	山田 太郎
給与	380,000円
源泉徴収税額	120,000円
源泉徴収税額控除済額	120,000円
源泉徴収税額控除額	0円
源泉徴収税額控除対象配偶者減税有	

★TKCの給与計算システムでは、計算した結果をもとに上記内容を摘要欄に自動で記載します

年末調整で定額減税の対象となる人を確認するための申告書の記載内容やその他定額減税につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください

～コラム 「定額減税制度による年末調整・確定申告への影響」～

定額減税制度の月次減税により手取り金額増加の恩恵を受けた一方、例年と比較して年末調整還付金が減少する場合や、例年確定申告で還付申告となっていた方に納税が発生する場合など、思わぬ影響を受けることが予測されます。

ケース① 所得金額が1,805万円を超える場合

上記でも触れたように、定額減税制度には1,805万円を超える所得者には適用されないという所得制限が設けられています。しかし、合計所得が1,805万円を超えることが見込まれる所得者についても月次減税が行われるため、年末調整時や確定申告時に徴収する必要が出てきます。

ケース② 住宅ローン減税の適用を受ける給与所得者の場合

そもそも月次減税により年間の源泉徴収税額が減っているため、住宅ローン減税による還付金が減少します。

ケース③ 複数の所得がある場合

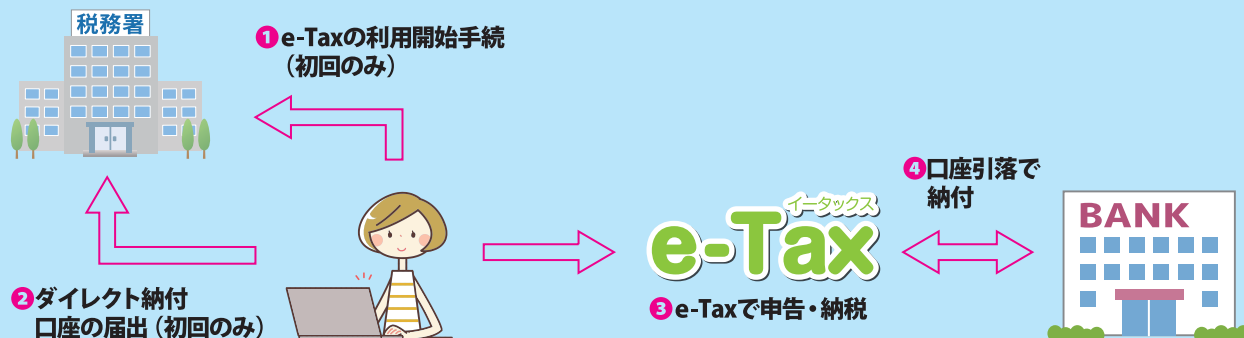
定額減税制度は、給与所得に対する源泉徴収税額、年金所得に対する源泉徴収税額、事業所得等に対する予定納税額等から、それぞれ3万円の減税がなされることとなっています。しかし当然のことながら、1人につき3万円の減税しか受けられないため、確定申告では減税を受けすぎている分の徴収（納税）が発生します。

定額減税制度により減税を受けられるという事実には間違いはありませんが、「例年期待していた年末調整還付金が少なくなった」、「想定していなかった納税が発生した」など、資金繰りが予期せぬ事態とならないよう、ご自身への影響を確認してみてください。

税金の納付はダイレクト納付で業務効率化！

■ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



BEFORE

これまでは…

- 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- 納付する日を指定できれば便利なのに…
- 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは

- オフィスや自宅からPCで納付できます！
- 窓口で待たなくてもいい！
- PCで申告から納税まで一度でできます！
- 即時または納付日を指定して納付ができます！
- (地方税の場合) すべての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



■ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座があること
※農業協同組合、漁業協同組合及びインターネット専業銀行（一部のインターネット専業銀行を除く）については、現在ダイレクト納付を利用できません。



(e-Tax)
利用可能金融機関



(eLTAX)
共通納税対応金融機関

ダイレクト納付の詳細や申請手続きにつきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。

ニューフェイスコーナー

①氏名 ②所属課 ③生年月日 ④出身校 ⑤趣味・特技 ⑥抱負・ひとこと

ナイキ フウカ

① 内木 楓華

④ 益田清風高等学校 ビジネス情報科

② 第5課

⑤ ゲーム、読書

③ 平成17年8月2日

⑥ 研修などで学んだことを業務に活かし、一生懸命頑張ります。

